

## 新旧比較表

### ■インターネット接続サービス契約約款

変更事項	変更前	変更後				
第3条 (用語の 定義)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">20. Smart TV Box</td> <td>当社が別に提供する放送サービスを受信するためにテレビ受像機に接続されたコンバータと、インターネット接続サービスの契約者回線に接続される電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下「STVB」といいます。）</td> </tr> </table>	20. Smart TV Box	当社が別に提供する放送サービスを受信するためにテレビ受像機に接続されたコンバータと、インターネット接続サービスの契約者回線に接続される電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下「STVB」といいます。）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">20. <u>STVB</u></td> <td>当社が別に提供する放送サービスを受信するためにテレビ受像機に接続されたコンバータと、インターネット接続サービスの契約者回線に接続される電気通信設備の両方の機能を有する機器で「<u>Smart TV Box</u>」と「<u>ケーブルプラスSTB-2</u>」があります。</td> </tr> </table>	20. <u>STVB</u>	当社が別に提供する放送サービスを受信するためにテレビ受像機に接続されたコンバータと、インターネット接続サービスの契約者回線に接続される電気通信設備の両方の機能を有する機器で「 <u>Smart TV Box</u> 」と「 <u>ケーブルプラスSTB-2</u> 」があります。
20. Smart TV Box	当社が別に提供する放送サービスを受信するためにテレビ受像機に接続されたコンバータと、インターネット接続サービスの契約者回線に接続される電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下「STVB」といいます。）					
20. <u>STVB</u>	当社が別に提供する放送サービスを受信するためにテレビ受像機に接続されたコンバータと、インターネット接続サービスの契約者回線に接続される電気通信設備の両方の機能を有する機器で「 <u>Smart TV Box</u> 」と「 <u>ケーブルプラスSTB-2</u> 」があります。					
契約約款 附則	契約約款附則（ <u>2020年1月1日</u> ） （実施期日） 1 当契約約款は一部改定し、 <u>2020年1月1日</u> より実施します。 後略	契約約款附則（ <u>2020年3月30日</u> ） （実施期日） 1 当契約約款は一部改定し、 <u>2020年3月30日</u> より実施します。 後略				
料金表 附則	（実施期日） この料金表は、 <u>2020年1月1日</u> に実施します。	（実施期日） この料金表は、 <u>2020年3月30日</u> に実施します。				
料金表 <u>別表</u> （HFC 施設によ るもの）	該当なし	◇名古屋市緑区・日進市・豊明市・愛知郡東郷町は、2020年3月31日をもってHFC施設によるすべてのサービスを終了します。				
料金表 <u>別表</u> （光施設 によるもの）加茂 郡白川町 を除く	該当なし  ◇加茂郡八百津町、美濃加茂市、加茂郡川辺町において、30Mコース、300Mコース、1Gコース、マンション光300Mコース、マンション光1Gコース、行政向け100Mコース、学校向けエデュケーション100Mコースは、2020年1月1日からサービスの提供を開始します。	◇当社が別に提供する放送サービスにおいて <u>ケーブルプラスSTB-2</u> を同時利用する場合、 <u>1Gコース、マンション光300Mコース、マンション光1Gコースのいずれかをご利用いただきます。</u>  削除				